

令和元年11月30日

関西医科大学

関西医科大学における研究活動の不正行為に係る調査に関する報告

1. 経緯・概要

文部科学省から平成24年1月17日に顕名の申立書（申立て日：平成23年12月26日）の回付があり、関西医科大学元助教授（以下、「元助教授」という。）のグループによる公的研究費を用いた研究における不正行為に関する内容であった。

申立書を基に研究活動に係る不正行為に関する防止計画推進委員会にて2回の予備調査（平成24年2月11日、平成24年4月10日）を行った結果、ヒアリングを含めた本格的な調査が必要と判断し、本学内教職員5名と学外有識者2名で構成される研究活動の不正行為に係る調査委員会を立ち上げることとなった。

2. 調査

2-1 調査体制

研究不正については、本学教職員5名と学外有識者2名で構成する研究活動の不正行為に係る調査委員会（以下、論文不正調査委員会という。）、科研費を含む公的研究費と不正との関連については、本学教職員5名で構成する科研費調査委員会で調査した。

（1）論文不正調査委員会

委員長	伊藤 誠二	（研究担当副学長）
委員	杉本 哲夫	（解剖学第二講座教授）
	神崎 秀陽	（産科学・婦人科学講座教授）
	権 雅憲	（外科学講座教授）
	高井 俊	（学部事務部長）
学外委員	高澤 伸	（奈良県立医科大学生化学教授）
	望月 直樹	（国立循環器病研究センター部長）

※職位及び組織名等は平成24年6月当時のものである。

（2）科研費調査委員会

委員長	神崎 秀陽	（産科学・婦人科学講座教授）
委員	伊藤 誠二	（研究担当副学長）
	杉本 哲夫	（解剖学第二講座教授）
	権 雅憲	（外科学講座教授）
	高井 俊	（学部事務部長）

※職位及び組織名等は平成25年6月当時のものである。

2-2 調査内容

2-2-1 調査期間

平成24年6月19日～平成24年12月27日 論文不正調査委員会
(不正の有無に関する調査)

平成25年6月28日～平成26年 1月15日 科研費調査委員会
(不正を含む論文と公的研究費との関係に関する調査)

2-2-2 調査対象

①対象調査論文

申立書に記載された論文 12 編のうち、元助教授が関西医科大学在籍時に責任著者として発表した論文 9 編

②対象公的研究費

申立書に記載された公的研究費のうち、対象調査論文が研究実績報告書や成果報告書に記載されており、且つ、本学で執行した 9 研究課題の科研費

2-2-3 調査方法、手順

論文不正調査委員会では、画像データの類似性解析、ヒアリング及びアンケートにより不正行為の認定作業と研究不正への関与を調査した。

科研費調査委員会では、指摘論文と各科研費の実績報告書、成果報告書概要を各委員が読み比べることで研究内容に関連しているか否か調査した。

3. 調査結果

3-1 認定した特定不正行為

本学で調査した論文 9 編のうち、特定不正行為を含む論文は 9 編であり、捏造 2 1 項目 (図 1 3 個)、6 編の論文に捏造・改竄 3 5 項目 (図 2 3 個)¹があったことを認定した。

3-2 特定不正行為が行われた経費について

本学で調査した 9 課題の科研費のうち、3 課題については、当該課題の研究内容・成果と不正行為があったと認定した論文 3 編の内容に科学的・学術的な関連性が直接的に認められると判断した。但し、上記 3 課題において、不正行為があったと認定した論文と直接的に因果関係が認められる論文投稿料や論文掲載料等の支出があったか否か及び不正使用の有無については、伝票類の保存期限が過ぎており、既に学内規程に基づき廃棄されていたため判断できなかった。

¹ 論文不正調査委員会では、特定不正行為の中でデータの加工を含まない流用 (単純なデータの反転・回転) は「捏造」とし、データの加工を含む流用は「捏造・改竄」とした。

3-3 特定不正行為に係る研究者

責任著者である元助教授のみならず、筆頭著者、共著者を含めて調査した結果、特定不正行為に関与したものを認定することはできなかった。

しかし、元助教授は各論文の責任著者としてその内容を把握できる立場であり、また、研究グループの統括者として不正行為の防止を含めた指導をすべき立場にありながら、不正行為があったと認定した論文9編において、捏造あるいは捏造・改竄された画像を論文に掲載させたまま発表していた。結果的に外部からの指摘を受けるまで、これらの不正を是正することなく長期的・継続的に看過してきたことは責任著者及び研究活動において中心的役割を果たす者としての注意義務を怠っていたと認めざるを得ず、重大な責任があると判定せざるをえない。

よって、元助教授を論文9編の「特定不正行為があったと認定した研究に係る当該論文等の内容について責任を負う者」と認定する。

4. 調査機関がこれまで行った措置の内容

元助教授は、平成15年（2003年）3月31日付で関西医科大学を退職しているため、学内規程に基づく処分の対象とはしない。

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

5-1 発生要因

特定不正行為が発生した背景としては、元助教授による当時の管理体制や指導体制の欠如が発生要因として考えられる。また、研究当時、誠実で責任ある研究活動を行うための研究倫理教育が全学的に取り組めていなかったことも原因として考えられる。

5-2 再発防止策

本学では、平成27年度以降、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」（以下、研究不正GLという。）に則り、研究倫理教育責任者である研究担当副学長を中心に研究倫理教育を実施している。具体的には、APRINが運営するeAPRINの「01_責任ある研究行為：基盤編」を研究者全員、大学院生に受講を義務付けている。

また、実験データの管理については、研究不正GLに則り、研究データ、資料、試料等の保存期間を規程（関西医科大学研究活動における不正行為防止規程 平成27年2月1日制定、平成30年9月18日改定）に定めるとともに、研究データを保存するためのファイルサーバ環境の構築を平成28年4月から検討を始め、学内で開発することが決定し、平成29年4月に実際の運用を想定した仕様検討、平成29年8月から仮運用を開始し、平成30年6月から本運用を開始した。

今後は、同様の不正行為が発生しないよう、研究者や学生への研究倫理教育を徹底すると共に管理体制の強化を図っていく。

以 上